

変動金利定期預金商品概要説明書

平成 25 年 6 月 1 日現在

商品名	・ 変動金利定期預金
販売対象	・ 法人および個人の方（複利型は、個人のお客様に限りです）
期 間	①単利型 ・ 定型方式 2年、3年 ②複利型 ・ 定型方式 3年 ※預入金額が 3 億円未満の場合は、預入時のお申し出により自動継続（元金継続、元利金継続）の取扱いができます。（単利型は元金継続のみ）
預 入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ 一括預入 ・ 1 円以上 ・ 1 円単位
払戻方法	・ 満期日以後に一括して払い戻しいたします。
利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法	・ 変動金利 ・ 預入後 6 ヶ月間は預入時の店頭表示の利率を約定利率として適用し、預入日から 6 ヶ月毎に当金庫が預入の際に提示する次の 6 ヶ月ものを指標金利とした利率設定方法により適用利率を変更します。 300 万円未満 : スーパー定期 300 万円未満利率 300 万円以上 : スーパー定期 300 万円以上利率 1000 万円以上 : 大口定期利率 ・ 自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。 ①単利型 ・ 中間利払日（預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の 6 ヶ月毎の応当日）以後および満期日以後に分割してお支払いします。なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率〔利率を変更したときは変更後の利率〕×70%）により計算します。 ②複利型 ・ 満期日以後に一括してお支払いします。 ・ 付利単位を 1 円とし、1 年を 365 日とする日割により計算します。 ・ 複利型は、6 ヶ月毎の複利計算します。
税 金	・ 個人の場合には国税 15.315%、地方税 5%が源泉分離課税されます。（ただし、マル優をご利用の場合は除きます。） ・ 法人は総合課税となります。
手数料	
付加できる 特約事項	・ 個人の自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保定期預金とすることができます。（貸越利率は担保定期預金の約定利率に 0.5%を上乗せした利率になります。） ・ 「障害者等の少額預金の利子所得等の非課税制度」の対象となる個人の方は、マル優のお取扱いができます。
中途解約時 の取扱い	①単利型 ・ 満期日前に解約する場合は、解約日までに経過した各中間利払日数および以下の預入期間に応じた期限前解約利率により計算した利息ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および以下の預入期間に応じた期限前解約利率により計算した利息の合計額（期限前解約利息）とともにお支払いします。 ・ 中間払利息が支払われている場合には、期限前解約利息との差額を清算します。

次項へつづきます。

	<p>②複利型</p> <ul style="list-style-type: none"> 満期日前に解約する場合は、以下の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解
	<p>約日の前日までの日数により6ヶ月毎の複利計算した期限前解約利息とともに、お支払いします。</p> <p>※中途解約時の適用利率が解約時における普通預金利率を下回る場合は、解約時における普通預金利率を適用します。</p> <p>(1) 2年ものの定型方式</p> <ul style="list-style-type: none"> 預入期間が6ヶ月未満の場合 解約日における普通預金利率 預入期間が6ヶ月以上1年未満の場合 約定利率×50% 預入期間が1年以上2年未満の場合 約定利率×70% <p>(2) 3年ものの定型方式</p> <ul style="list-style-type: none"> 預入期間が6ヶ月未満の場合 解約日における普通預金利率 預入期間が6ヶ月以上1年未満の場合 約定利率×40% 預入期間が1年以上1年6ヶ月未満の場合 約定利率×50% 預入期間が1年6ヶ月以上2年未満の場合 約定利率×60% 預入期間が2年以上2年6ヶ月未満の場合 約定利率×70% 預入期間が2年6ヶ月以上3年未満の場合 約定利率の90%
金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> 金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情は、当金庫営業日に、営業店または総務部コンプライアンス室（9時～17時、電話：0120-114-943）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記総務部コンプライアンス室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。尚、東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外のお客様にもご利用いただけます。その際には、下記の方法によりお客様のアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等もご利用可能です。</p> <ul style="list-style-type: none"> 現地調停 東京三弁護士会の調停人とそれ以外の調停人がテレビ会議システム等を用いて紛争の解決にあたります。 例) 長野県弁護士会で現地調停を行う。 移管調停 当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。 例) 愛知県弁護士会に移管調停する。
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> 満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。